

徳島県指令東保第 47410 号

屋号又は商号 内村食品工業株式会社

氏名又は法人名 内村食品工業株式会社

令和 4 年 7 月 1 日付けで申請のありました
菓子製造業については、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基づき、次のとおり許可します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に審査請求をすることができます(処分のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。)

また、この処分に対する取消訴訟については、徳島県を被告として、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(処分のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。)。ただし、処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。)

令和 4 年 7 月 1 日

徳島県東部保健福祉局長 小西 哲也



1 許可の有効期間 令和 4 年 8 月 1 日から
令和 9 年 7 月 31 日まで

2 営業所所在地
徳島県徳島市富田浜一丁目29番地

3 許可の条件
当該許可営業以外の許可営業を同時に行わないこと

この許可証は、店舗の見やすい位置に掲示しておいてください。

衛生講習会受講済標紙貼付欄

徳島県指令東保第 47409 号

屋号又は商号 内村食品工業株式会社

氏名又は法人名 内村食品工業株式会社

令和 4 年 7 月 1 日付けで申請のありました
そうざい製造業については、食品衛生法(昭
和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基
づき、次のとおり許可します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に審査請求をすることができます(処分のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。)

また、この処分に対する取消訴訟については、徳島県を被告として、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(処分のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。)。ただし、処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。)

令和 4 年 7 月 1 日

徳島県東部保健福祉局長 小西哲也



1 許可の有効期間 令和 4 年 8 月 1 日から
令和 9 年 7 月 31 日まで

2 営業所所在地
徳島県徳島市富田浜一丁目29番地

3 許可の条件
当該許可営業以外の許可営業を同時に行わないこと

この許可証は、店舗の見やすい位置に掲示しておいてください。

衛生講習会受講済標紙貼付欄